

事務連絡
令和2年3月3日

各都道府県
指定都市
中核市
ひとり親家庭施策担当部局
生活困窮者自立支援制度主管部局
障害保健福祉部局
介護保険担当主管部局
御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき事項等について

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」等に基づき取り組んでいただいているところですが、子ども食堂については、地域で多様な形態で運営がなされている実態を踏まえ、地域における感染の状況等を勘案しつつ、下記の内容に留意されるようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対し周知をお願いいたします。併せて、教育関係部局等の関係部局にも周知をお願いいたします。

また、子ども食堂の運営者のほか、地域住民及び福祉関係者に周知されるよう、関係団体への協力要請等よろしくお取り計らい願います。

記

1. 子ども食堂における感染拡大の防止に向けた対応

子ども食堂については、「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について」（平成30年6月28日付け厚生労働省子ども家庭局長ほか連名通知。以下「子ども食堂通知」という。）により、その運営上留意すべき事項等について、食品安全管理に関して留意すべき事項を含め、お示しをしているところです。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月24日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）が発出されたところです。

さらに、令和2年3月1日には、「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐた

めに」も公表されています。

子ども食堂の運営にあたっては、上記の通知、事務連絡等を踏まえ、感染拡大の防止に向けた対応を行っていただくようお願いいたします。

なお、子ども食堂は、2において述べるとおり、ひとり親家庭に対する「子どもの生活・学習支援事業」及び生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯に対する「子どもの学習・生活支援事業」と併せて実施されている場合がありますが、これらの事業の実施に当たっての留意点は、「ひとり親家庭及び生活困窮者世帯に対する学習支援事業の実施における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年2月28日付け子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室・社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）においてお示ししておりますので併せて参照いただきますようお願いいたします。

2. 地域の実情に応じた取組の推進

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連して、以下の内容について、子ども食堂の運営者等への周知を図っていただくようお願いいたします。

（1）子ども食堂の活動において活用可能な政府の施策

子ども食堂の活動については、子ども食堂通知においてお示ししているとおり、厚生労働省において実施している以下のような施策と連携し、又は一体的に実施することで、より効果的に展開することが期待されます。

- ・ 母子家庭等対策総合支援事業における子どもの生活・学習支援事業
- ・ 生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業
- ・ 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センター事業

また、内閣府においては、子どもの貧困対策の観点から、子ども食堂にも資する施策として以下を推進しています。

- ・ 地域における総合的な支援体制の確立に向けた地方自治体の取組に活用できる地域子供の未来応援交付金
- ・ マッチング・ネットワーク推進協議会を通じた企業等との連携の促進

（2）学校の臨時休業期間中における子どもの食事の確保

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連して、子どもの食事について、支援策を表明している民間企業があります。

こうした民間企業や、地方公共団体、子ども食堂の運営者等が、連携・協力を図りながら、（1）で述べた政府の施策の活用をするなどしつつ、地域の実情に応じた取組を進めていくことは、学校の臨時休業期間中における子どもの食事の確保に大きく資するものと考えています。

（3）子育て短期支援事業の活用

保護者の疾病等により、食事の用意を含めた子どもの養育が困難な家庭に対しては、保護者の希望等を踏まえつつ、子育て短期支援事業の利用も勧奨いただきますようお願いいたします。

この場合、以下の点にも御留意をお願いします。

- 市区町村の子ども家庭総合支援拠点が必要と認めた場合は、保護者から利用料金を徴収せずに利用させることを可能とする補助メニューがあること。
- 同事業の利用は「原則 7 日以内」としているが、今般の状況に鑑み、家族の状況に応じて柔軟に取り扱って差し支えないこと。
- 家族の状況等に応じ、例えば、昼間は同事業を利用し、夜間は家族で過ごすといったことも可能であること。

(別添 1)

- ・「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について」(平成 30 年 6 月 28 日付け厚生労働省子ども家庭局長ほか連名通知)
※同通知に「子ども食堂における衛生管理のポイント」(別添 8)を記載。

(別添 2)

- ・「社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスを除く。)における感染拡大防止のための留意点について」(令和 2 年 2 月 24 日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)

(別添 3)

- ・「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」(令和 2 年 3 月 1 日公表)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601720.pdf>

(別添 4)

- ・「ひとり親家庭及び生活困窮者世帯に対する学習支援事業の実施における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和 2 年 2 月 28 日付け子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室・社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)

(別添 5)

- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点機能強化事業について

【照会先】

(子どもの生活・学習支援事業)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室 生活支援係
電話：03-5253-1111(内線 4887)

(子どもの学習・生活支援事業)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室 居住支援係
電話：03-5253-1111(内線 2879)

(地域活動支援センター事業)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
自立支援振興室 地域生活支援係
電話：03-5253-1111(内線 3075)

(介護予防・日常生活支援総合事業)

厚生労働省老健局振興課 地域包括ケア推進係
電話：03-5253-1111(内線 3986)

(介護予防・日常生活支援総合事業(一般介護予防事業))

厚生労働省老健局老人保健課 介護予防係
電話：03-5253-1111(内線 3947)

子 発 0628 第 4 号
社 援 発 0628 第 1 号
障 発 0628 第 2 号
老 発 0628 第 3 号
平成 30 年 6 月 28 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
中 核 市 市 長

厚生労働省子ども家庭局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び
子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について（通知）

昨今、地域のボランティアが子どもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組を行う、いわゆる子ども食堂（子どもに限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取組を含みます。以下単に「子ども食堂」といいます。）が、各地で開設されています。

子ども食堂は、子どもの食育や居場所づくりにとどまらず、それを契機として、高齢者や障害者を含む地域住民の交流拠点に発展する可能性があり、地域共生社会の実現に向けて大きな役割を果たすことが期待されます。

一方で、地域住民、福祉関係者の子ども食堂に対する関心が薄く、取組を発展させる機運の醸成が十分に図られていない地域や、学校・教育委員会の協力が得られないといった課題を抱えている地域もあるとの指摘があります。また、食品衛生などの面において、子ども食堂の運営者（以下「運営者」といいます。）の安全管理に関する取組の促進により、利用者や地域住民の子ども食堂に対する理解と安心感を醸成することが課題との指摘もあります。

こうした状況を踏まえ、本通知においては、子ども食堂の意義を確認しつつ、地域住民、福祉関係者及び教育関係者に対し、子ども食堂の活動に関する理解と協力を促すようお願いするとともに、子ども食堂における安全管理について留意すべき点を整理することとしましたので、御了知のうえ、子ども食堂の活動に関して運営者や関係機関との連携・協力を図るとともに、本通知の内容につき、運営者のほか、地域住民及び福祉関係者に周知されますよう、管内市区町村又は関係団体への協力

要請等よろしくお取り計らい願います。併せて、教育関係者に対しても周知されますよう、教育関係部局への協力要請等よろしくお取り計らい願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であること、厚生労働省医薬・生活衛生局に協議済みであること、同局から都道府県等衛生主管部局に情報提供していること、当方から内閣府、農林水産省及び文部科学省に情報提供済みであること、本通知の趣旨に関し文部科学省から都道府県教育委員会等に対して別途通知が行われることを申し添えます。

記

1. 子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進

（1）子ども食堂の現状

現在、子ども食堂は全国各地で開設されており、その活動の在り方は、困難を抱える子どもたちへの支援を中心に活動するもの、地域の様々な子どもたちを対象とした交流拠点を設けようとするもの、「地域食堂」等の名称により、子どもたちに限らず、その他の地域住民を含めて対象とし、交流拠点を設けようとするものなど、多岐にわたります。

いずれの活動も、困難を抱える子どもたちを含め、様々な子どもたちに対し、食育や貴重な団らん、地域における居場所確保の機会を提供しているという意義を有しているものと認められます。

（2）子ども食堂の活動への協力

厚生労働省においては、子ども、高齢者、障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指し、地域における取組への支援を進めています。

こうした観点から、（1）で示したような子ども食堂の意義について、行政のほか、子ども食堂を取り巻く地域の住民、福祉関係者及び教育関係者等が、運営者と認識を共有しながら、その活動について、積極的な連携・協力を図ることが重要です。このため、日頃から運営者等と顔の見える関係を築くよう努めるとともに、（3）や2.（2）に掲げる事項について具体的な相談等を受けた場合には、運営者と連携を図りつつ、適切に対応いただくようお願いします。

この際、学校、公民館等の社会教育施設、PTA及び地域学校協働本部や、教育委員会等が実施する学習・体験活動等の事業関係者を通じて、困難を抱える子どもたちを含む様々な子どもたちに地域の子どもの食堂の情報が行き届くよう、行政において、福祉部局と教育委員会等が連携し、子ども食堂の活動について情報共有を図るなど、ご協力をお願いいたします。

（3）活用可能な政府の施策

厚生労働省において実施している以下のような施策と連携し、又は一体的に実施することで、子ども食堂の活動についてより効果的に展開することが期待されます。

各施策の詳細については、それぞれ別添をご参照ください。なお、こうした施策を一体的に実施した場合の費用の計上に関して、昨年3月に通知を発出しておりますので、併せてご参照ください（別添1参照）。

- ・ 母子家庭等対策総合支援事業における子どもの生活・学習支援事業（別添2参照）
- ・ 生活困窮者自立支援制度における子どもの学習支援事業（別添3参照）
- ・ 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護予防・日常生活支援総合事業（別添4参照）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく地域活動支援センター事業（別添5参照）

また、内閣府においては、子どもの貧困対策の観点から、子ども食堂にも資する施策として以下を推進しています。各施策の詳細については、それぞれ別添をご参照ください。

- ・ 地域における総合的な支援体制の確立に向けた地方自治体の取組に活用できる地域子供の未来応援交付金（別添6参照）
- ・ マッチング・ネットワーク推進協議会を通じた企業等との連携の促進（別添7参照）

（4）参考資料

子ども食堂を地域に推進するために構成された「広がれ、こども食堂の輪！」全国ツアー実行委員会（事務局：一般社団法人全国食支援活動協力会）において、運営者や関係機関に対し、運営の在り方や支援に関する啓発を行うことを目的として、各種パンフレット（広がれ、こども食堂の輪！活動ガイドブック等）が作成されています（※1）。

また、農林水産省において、子ども食堂が抱える課題の解決や、食育の取組（共食の機会の提供、食文化の継承等）の充実に向けて、子ども食堂の取組に関心を持ち支援を考えている行政・団体関係者や地域の方々に活用いただくことを目的として、事例紹介などのパンフレットが作成されています（※2）。

子ども食堂の活動を理解するに当たり、適宜ご参照ください。

（※1）<http://www.mow.jp/archive.htm>（一般社団法人全国食支援活動協力会ホームページ）

（※2）<http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kodomosyokudo.html>（農林水産省ホームページ）

2. 子ども食堂の運営上留意すべき事項

子ども食堂の運営上留意すべき事項として、以下の内容について、運営者等への周知を図っていただくようお願いいたします。

（1）食品安全管理に関して留意すべき事項

食中毒の発生防止のために、運営者、調理担当者等に向けて、守っていただきたい

い衛生管理のポイントを別添 8 のとおりまとめましたのでご参照ください。また、万一、食中毒が発生した場合、保健所に連絡を取るようお願いします。

(2) その他留意すべき事項

① 安全管理に関して留意すべき事項

子ども食堂の活動を始め、ボランティア活動中に不幸にして、怪我や食中毒等の事故が起きることがあります。万一の備えとして、個人や団体向けの保険に加入することが考えられます。保険加入については、最寄りの市区町村社会福祉協議会などで相談することが可能です。

② 生活困窮者自立支援制度との連携

運営者におかれては、その活動を通じて、生活に困窮する子どもや家庭を把握し、支援が必要と考えられる場合には、最寄りの生活困窮者自立支援制度の自立相談支援窓口にご連絡ください。

③ 社会福祉法人との連携

社会福祉法人は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 24 条第 2 項の規定に基づき、地域ニーズ等に応じて、自主性・創意工夫の下、「地域における公益的な取組」に取り組むこととされており、その一環として、地域住民の交流や協働の場の創出等（子ども食堂の運営を含みます。）に取り組んでいる場合があります。（別添 9 参照）

運営者におかれては、こうした地域の社会福祉法人の取組と連携して活動を展開していくことも効果的と考えられます。

④ 養育に支援が必要な家庭や子どもを把握した場合の対応

運営者におかれては、その活動を通じて、保護者の養育を支援することが必要と考えられる家庭や子どもを把握した場合、速やかに、市区町村の子育て支援の相談窓口又は児童相談所にご連絡ください。

なお、市区町村や児童相談所におかれては、相談を受けた場合は、関係機関が連携しながら早期に必要な支援を行うことができるよう、ご協力をお願いいたします。

健 健 発 0331 第 1 号
雇 児 総 発 0331 第 4 号
社 援 地 発 0331 第 1 号
障 企 発 0331 第 1 号
老 振 発 0331 第 1 号
平成 29 年 3 月 31 日

都道府県
各 指定都市
中 核 市
衛生主管部 (局) 長
民生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省健康局健康課長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
厚生労働省老健局振興課長

(公 印 省 略)

地域づくりに資する事業の一体的な実施について

昨今、疾病や障害・介護、出産・子育てなど、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え複合的な支援を必要としたりする状況がみられます。また、人々の暮らしにおいては、「社会的孤立」の問題や、制度が対象としないような身近な生活課題への支援の必要性の高まりといった課題が顕在化しており、さらに、様々な課題を抱えているが、公的支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」の問題も指摘されています。

このような課題に対応するため、厚生労働省においては、「地域共生社会」の実現を掲げ、公的支援のあり方を「縦割り」から「丸ごと」へと転換していくこと、「我が事」「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへと転換していくことを目指し、改革を進めることとしています。これについて、本年2月7日には、「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）（厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）を公表しました。

従来から、地域の集いの場の整備、相談支援、地域資源の掘り起こしや開発のためのコーディネート、ボランティア養成、権利擁護・虐待防止など、地域づくりに資する事業として、介護保険制度の地域支援事業、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、子ども・子育て支援新制度の地域子育て支援拠点事業、健康増進法に基づく健康増進事業などの様々な事業が行われています。その際、地域の支援ニーズや資源の状況によっては、これらの事業を連携して一体的に実施することにより、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高めることができる場合も多いと考えられます。

地方公共団体によっては、相談支援体制の整備などにおいて、既に、分野を横断して事業の一体的実施に取り組んでいるところもあると承知していますが、厚生労働省としても、「地域共生社会」の実現に向けて、このような創意工夫のある取組を後押ししていきたい

と考えております。

この点、「当面の改革工程」において、「今年度中に、介護保険制度の地域支援事業、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、健康増進事業など、既存の地域づくりに資する事業について、権利擁護や虐待関係業務を含め、連携して一体的に事業を実施することが可能である旨を周知する。」と明記しており、これを踏まえ、地域づくりに資する事業を行うに当たっての留意事項を下記のとおりお示ししますので、本通知の趣旨・内容等を御了知いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 地域づくりに資する事業の一体的実施について

介護保険制度の地域支援事業、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業、健康増進法に基づく健康増進事業などの地域づくりに資する事業（予算による国庫補助事業や市区町村が単独事業として行うものを含む。以下同じ。）について、市区町村は、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるために、複数の事業を連携して一体的に実施することができる。

この場合において、一の事業を担当する職員が、他方の事業の対象者に対し支援を提供することを妨げない。

2 費用の計上について

市区町村が地域づくりに資する事業のうち、複数のものを連携して一体的に実施する場合は、その実施に要する総費用を事業間で合理的な方法により按分することができる。なお、合理的な方法の例としては、以下の①や②が挙げられるが、これ以外の方法でも市区町村の実情に応じて設定することができる。ただし、同一の費用を複数の事業で重複して計上することがないようにする必要がある。

- ①地域づくりに資する事業の一体的実施に要する総費用を、市区町村内の高齢者数、障害者数、子どもの数などの割合に応じて按分して算出された費用を、各制度に基づく事業にそれぞれ計上する方法

（具体的な例）

- ・ ボランティア養成のための研修を、高齢者・障害者・子どもなどの研修分野ごとに対象者を区分せず、一体的に実施し、それぞれの対象者数の割合に応じて按分し計上する場合
- ・ 高齢者と障害者の権利擁護・虐待防止に関する研修を一体的に実施し、市区町村内の高齢者数と障害者数の割合に応じて費用を按分し計上する場合

- ②地域づくりに資する事業に従事する職員について、それぞれの主たる業務に着目して按分する方法

（具体的な例）

- ・ 地域包括支援センターが障害者や子どもなどを対象とした総合相談業務を担う場

合に、主に高齢者からの相談に応じる職員と、主に高齢者以外からの相談に応じる職員に区分し、それぞれの費用を、地域支援事業とその他の事業（地方単独事業を含む）に計上する場合（間接経費については、地域支援事業として計上する。）

ただし、例えば、通いの場としての性質から、主に高齢者が利用する場を、一部、子どもやその保護者、障害者などの利用に供する場合や、高齢者への相談支援を行う一環として世帯全体の課題を把握するため、高齢者以外の者への支援を行う場合など、支援全体が主たる目的の事業の一環として提供される場合には、按分の必要はなく、主たる目的の事業に要する費用として、総費用を計上する。この場合、補助金等の目的外利用とはならない。

子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）

※平成28年度から実施

目 的

- ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。

事業内容

- ①及び②の支援を組み合わせて実施することを基本とし、これに加えて、③の支援を地域の実情に応じて実施する。

- ① 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
- ② 学習習慣の定着等の学習支援
- ③ 食事の提供



《②：東京都世田谷区》



《②：東京都江戸川区》



《③：北九州市》

実施体制・実施方法

- 地域の学生や教員OB等のボランティア等で、ひとり親家庭の子ども福祉の向上に理解と熱意を有する支援員を配置して、子どもに対して適切な生活支援や学習支援を行うとともに、子どもの良き理解者として悩み相談や進学相談等に応じる。
- 食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するとともに、衛生管理等に十分配慮する。また、食材の確保には、地域の農家、フードバンク等の協力を得る。
(食材費は、実費徴収可)
- 支援員の募集・選定・派遣調整、教材作成等を行うコーディネーターや、支援員の指導・調整、運営管理等を行う管理者を配置する。

<実施場所>

児童館、公民館、民家等



コーディネーター・管理者

地域の支援スタッフ
(学生・教員OB等)



<支援の内容(例)>

学習支援 遊び等の諸活動 調理実習 食事の提供



- 【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区町村
(事業の全部又は一部を民間団体等に委託可)
- 【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4
- 【30予算】 母子家庭等対策総合支援事業(122億円)の内数
- 【28実績 (延べ利用人数)】 69,753人

子どもの学習支援事業について

事業の概要

- 「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。
- 各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施（地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等）。
- 平成30年度予算においては、小学生や高校生世代に対する取組の強化を含めた拡充を実施。

支援のイメージ

- 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけでなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援：子どもの学習支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

＜子どもの課題とその対応＞



子どもの学習支援事業を通じて、子ども本人と世帯の双方にアプローチし、
子どもの将来の自立を後押し（貧困の連鎖防止）

介護予防・日常生活支援総合事業における通いの場

事業	介護予防・日常生活支援総合事業	
	介護予防・生活支援サービス事業	一般介護予防事業
サービス種別	通所型サービスB (住民主体による支援)	地域介護予防活動支援事業 (通いの場関係)
サービス内容	住民主体による要支援者を中心とする自主的な通いの場づくり ・体操、運動等の活動 ・趣味活動等を通じた日中の居場所づくり ・定期的な交流会、サロン ・会食等	介護予防に資する住民運営の通いの場づくり ・体操、運動等の活動 ・趣味活動等を通じた日中の居場所づくり ・交流会、サロン等
対象者とサービス提供の考え方	要支援者等	主に日常生活に支障のない者であって、通いの場に行くことにより介護予防が見込まれるケース
実施方法	運営費補助／その他補助や助成	委託／運営費補助／その他補助や助成
市町村の負担方法	運営のための事業経費を補助 ／家賃、光熱水費、年定額 等	人数等に応じて月・年ごとの包括払い ／運営のための間接経費を補助 ／家賃、光熱水費、年定額 等
ケアマネジメント	あり	なし
利用者負担額	サービス提供主体が設定 (補助の条件で、市町村が設定することも可)	市町村が適切に設定(補助の場合はサービス提供主体が設定することも可)
サービス提供者(例)	ボランティア主体	地域住民主体
備考	※食事代などの実費は報酬の対象外(利用者負担) ※一般介護予防事業等で行うサロンと異なり、要支援者等を中心に定期的な利用が可能な形態を想定 ※通いの場には、障害者や子ども、要支援者以外の高齢者なども加わることができる。(共生型)	

(別添 4)

地域活動支援センターの概要

根拠：障害者総合支援法第77条第1項第9号
基準：地域活動支援センターの設備及び運営
に関する基準(H18厚労省令)

1 目的・特徴

- 障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する障害者総合支援法上の施設。(法第5条第1項25号)
- 地域の実情に応じ、市町村がその創意工夫により柔軟な運営、事業の実施が可能。

2 事業内容

基礎的事業として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施。

3 規模

10人以上の人員が利用できる規模とする。

4 補助方法

- 基礎的事業については、地方交付税により措置(平成18年度より)。
- 基礎的事業に加え、機能強化を図る場合に、地方交付税に加え、「地域活動支援センター機能強化事業」として補助を実施(国1／2以内、都道府県1／4以内)。

5 施設数等(社会福祉施設等調査報告 平成28年10月1日現在)

施設数 3,082か所

地域子供の未来応援交付金の概要

(平成30年度予算 1.5億円、平成29年度補正予算 6.1億円)

多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対しニーズに応じた支援を適切に行うため、子供たちと「支援」を実際に結びつける事業を実施する過程を通じて、関係機関等による連携を深化し、地域における総合的な支援体制を確立(地域ネットワーク形成)する地方公共団体の取組の立ち上げ期を支援する。



○実態調査・資源量の把握

(補助率: 3/4)

補助基準額: 300万円)

- ・貧困の状況にある子供等の実態把握と支援ニーズの調査
- ・支援ニーズに応えるため、地域において現存する資源量及び今後必要となる資源量の把握

・子供たちと「支援」を結びつける事業の必要性、有効性などを把握する観点から行う。

○支援体制の整備計画策定

(補助率: 3/4)

補助基準額: 300万円)

※上記2事業を別々に実施する際でも補助基準額は、合計で300万円までとする。

○子供たちと「支援」を結びつける事業・連携体制の整備

(補助率: 1/2)

補助基準額: 最高3,000万円)

- ・子供たちと「支援」を結びつける事業の立ち上げ実施をする過程を通じて、関係機関等による連携を深化し、地域における総合的な取組体制を確立

(事業例)

- ・子供食堂等の居場所づくり(サポート)事業
- ・コーディネーター事業(アウトリーチ支援等)
- ・貧困の子供支援マッチング事業

・コーディネーター事業等の担い手の育成
・行政機関職員等の貧困対策の理解促進

○地域ネットワーク形成研修

(補助率: 1/2)

補助基準額: 最高500万円)

- ・都道府県及び市町村の子供の貧困対策担当行政機関、子供の貧困対策に関する支援活動従事者等に対する地域ネットワーク形成のための研修の実施



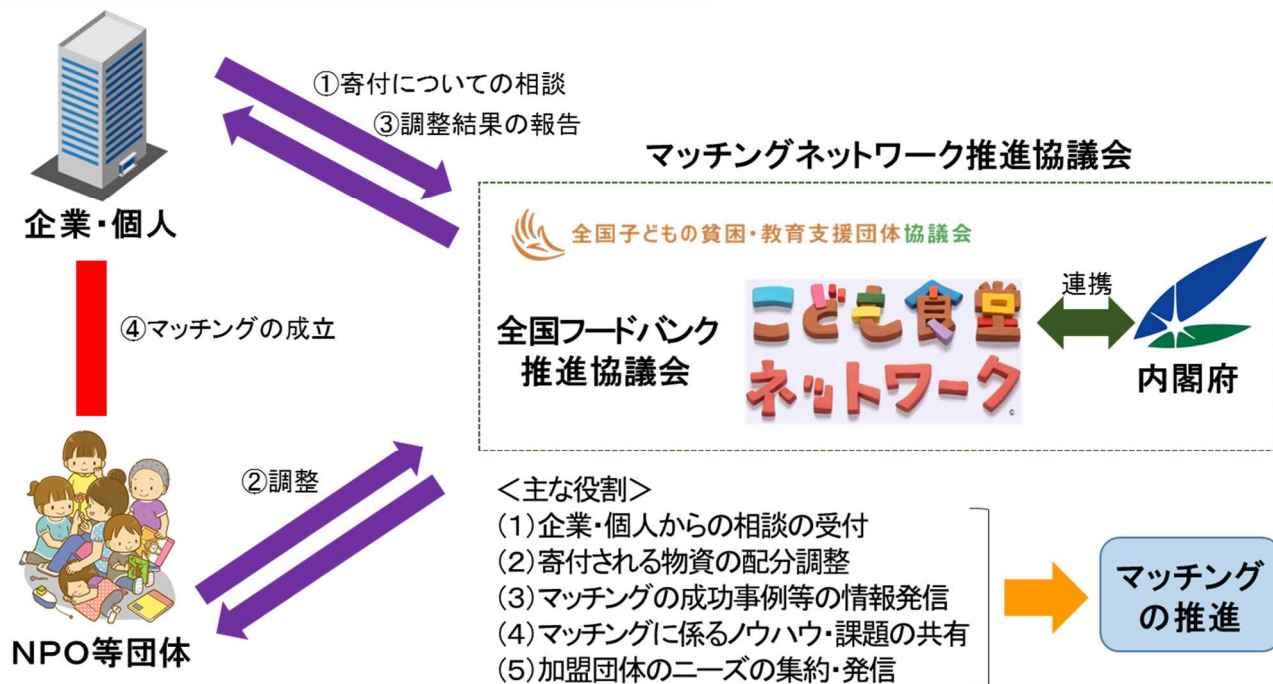
各地域において必要なネットワークの構築を推進するとともに、具体的な事業と一体的に実施することにより連携体制を深化させ、地域における他の貧困対策事業への波及(実効性の向上)を推進

(別添6)

マッチングネットワーク推進協議会

マッチングを推進していく組織として「マッチングネットワーク推進協議会」を創設。同協議会を構成する3団体は、各々が「マッチングコンシェルジュ」として、企業やNPO等の相談を受けながら、マッチング実現に向け、積極的に活動。

＜マッチングコンシェルジュを通じたマッチングの流れ＞



▼ 「マッチングネットワーク推進協議会」の構成団体の連絡先はこちら

 全国子どもの貧困・教育支援団体協議会	担当者	生田 大五郎
	電話番号	03-5244-9990
	FAX	03-5244-9991
	受付時間	平日10:00～18:00
	メールアドレス	info@kyoikushien.net
	留意点	協議会への連絡であることを明記
全国フードバンク推進協議会	担当者	米山 広明
	電話番号	055-298-4844
	FAX	055-298-4885
	受付時間	9:00～18:00
	メールアドレス	info@fb-kyougikai.net
 こども食堂ネットワーク	担当者	釜池 雄高
	電話番号	03-5365-2296
	FAX	03-5365-2298
	受付時間	平日 10:00～18:00
	メールアドレス	info@kodomoshokudou-network.com

子ども食堂における衛生管理のポイント

子ども食堂（「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について（通知）」（平成 30 年 6 月 28 日付け子発 0628 第 4 号、社援発 0628 第 1 号、障発 0628 第 2 号、老発 0628 第 3 号）において示されているもの）における衛生管理のポイントをまとめました。

この衛生管理のポイントを活用いただく子ども食堂は、各保健所において、営業許可、届出などが不要とされた場合を想定しています。

※保健所への届出などが必要になる場合がありますので、保健所に相談しましょう。

中でも特に重要度が高い項目には◎をつけてあります。これらのポイントをしっかりと守って、食中毒などの事故の発生を防ぎ、楽しく安全な子ども食堂の運営を行いましょう。

※これらのポイントについて、別紙 1 のチェックリストを作成しました。

万一、食中毒が発生したら、保健所に連絡を取りましょう。また、別紙 2 の緊急時の連絡先リストを作成しました。これらのリストを目立つ場所に貼って、活用しましょう。

1) 計画段階

- 子ども食堂を開設する前に、最寄りの保健所に相談し、食品衛生に関する指導・助言などを求めましょう。
- 調理担当者は食品衛生に関する基本的な知識を習得するように努めましょう。各自治体で食品衛生責任者養成講習会なども開催されています。
- 調理施設の規模や設備、調理担当者数・力量等に応じた、無理のない献立や提供食数を決めましょう。

2) 調理施設の衛生管理

- ◎ 調理施設は、給湯設備や手洗設備などの調理施設の要件が整っている施設を使用しましょう。調理施設は、清潔に保ち、調理作業に不必要な物品を置かないようにしましょう。

- 手指を洗うための石鹸や消毒液、ペーパータオル（※）、調理器具を洗うための洗浄剤や消毒剤、清潔なふきんなどを備えましょう。
※共用タオルの使用は、感染拡大の原因になることもあります。
- 洗浄剤などの薬剤は、食品とは別の場所に保管しましょう。また、容器の詰め替え・小分けをする場合には、中身がはっきりと分かるようにラベルを貼るなどして、誤使用を防ぎましょう。
- トイレは、作業開始前、終了後など、定期的に清掃及び消毒剤による消毒を行って衛生的に保ちましょう。食堂の利用者等が嘔吐した場合には、ペーパータオルや消毒剤を用いて速やかに嘔吐物の処理を行いましょう。（詳しくは「ノロウイルスに関する Q&A」を参考にしてください。）

3) 運営者側の健康と衛生管理

- ノロウイルスによる食中毒の多くは、調理担当者が食品を汚染したことによるとされています。調理担当者は、自らが汚染の原因とならないよう、普段から手洗いや健康管理に努めましょう。
- ◎ 作業開始前に、調理担当者の健康チェックを行い、下痢・嘔吐の症状があるなど体調不良の方は、調理や配膳に携わらないようにしましょう。
- ◎ 手指に傷がある人は調理行為に参加しないようにしましょう（黄色ブドウ球菌などによる食中毒の原因になることがあります。）。どうしても参加する必要がある場合は、絆創膏・使い捨て手袋などで傷を保護しましょう。（ただし、絆創膏などが食べ物に混入しないように気を付けましょう。）
- 手指の爪は短く切り、指輪・腕時計等の装身具は外しましょう。
- 調理担当者はエプロンや三角巾、必要に応じてマスクなど、清潔な作業衣を身につけましょう。髪を清潔に保ち、必要な場合は結びましょう。また、トイレを利用する際や清掃（特に、トイレ掃除）の際は、調理時の作業衣を取り外すようにしましょう。
- ◎ 石鹸と流水を使ってこまめに手洗いをしましょう。予め手洗いが必要なタイミング（トイレの使用後、調理前、盛り付けの前、作業内容が

変わるタイミング、肉類や魚介類など生の食材を扱った後、お金を触った後、清掃を行った後など）を確認しておくといよいでしょう。

- 使い捨て手袋の着用を過信せず、着用するときも衛生的な手洗いを行いましょう。

4) 原材料の受入れ

◎ 肉類、魚介類、野菜等の生鮮食品については1回で使い切る量を調理当日に仕入れるようにしましょう。

- 包装が破れているもの、腐敗しているもの、消費期限が過ぎているもの、保存方法が守られていないものがないかチェックしましょう。そういったものが見つかった場合は、調理に使用せず、廃棄しましょう。

◎ 冷蔵や冷凍が必要なものについては、速やかに冷蔵庫または冷凍庫に入れ、室温に置かれる時間をできるだけ短くしましょう。

- 生肉や鮮魚介類などの食材は蓋付きの容器などに入れ、他の食材を汚染しないよう、冷蔵庫の最下段に区別して保管しましょう。
- 作業開始前に、冷蔵庫・冷凍庫内の温度を確認し、冷えていないなど異常があったときは、食材の状態に応じて使用を取り止めるか、よく加熱して提供するようにしましょう。

5) 下準備

- 冷蔵庫・冷凍庫から出した原材料は、速やかに下処理、調理を行いましょう。冷凍食品は室温で解凍せず、冷蔵庫または流水で解凍しましょう。
- まな板、包丁などの調理器具や容器は、肉類、魚介類、野菜などの用途別に使い分けましょう。それが難しい場合は、使用の都度、洗浄剤でしっかり洗いましょう。
- 器具、容器等の使用後は、水道水で水洗いした後、洗剤を泡立ててよく洗浄し、再び流水で洗剤を洗い流します。さらに、熱湯や塩素系殺菌剤、70%アルコールなどで殺菌し、よく乾燥させて、清潔な場所で保管しましょう。
- ふきんやタオルなども洗剤でよく洗浄した後、可能であれば、5分間以上、煮沸殺菌するか、塩素系殺菌剤で殺菌します。清潔な場所で乾燥させ、保管しましょう。

6) 調理

- ◎ 前日調理は行わないようにしましょう。また、調理完了後、概ね 2 時間以内に食べ終わるような運営に努めましょう。
- ◎ 魚介類や、野菜・果物は、流水でよく洗いましょう。
- ◎ 特にお年寄りや幼児、妊婦など抵抗力が弱い方には、刺身やサラダ等、生もの（加熱調理していないメニュー）の提供は避けましょう。
- ◎ 生の食材（肉類、魚介類、生野菜など）を扱う調理器具（包丁、まな板、菜箸、トング、保存容器など）と、加熱済みの食品に使用する調理器具は、それぞれ専用のものにするか、それが難しい場合は、使用の都度、洗浄剤でしっかり洗いましょう。
- ◎ 食品（特に肉類）は中心部までよく加熱（中心温度 75℃で 1 分間以上）しましょう。（目安として、肉類は肉汁が透明になるまで。スープ類は沸騰するまで。）
- ◎ 調理後は、速やかに配膳しましょう。調理済みのものは室温で放置せず、熱いものは熱いまま（60℃以上）、冷たいものは冷たいまま（10℃以下）に保ち、早めに消費するようにしましょう。
- どうしても保存が必要な場合は、鍋を氷水で冷やす、小分け容器に移すなどして速やかに温度を下げ、冷蔵庫に入れるようにしましょう。
温めなおすときは、よくかき混ぜながら十分に加熱しましょう。

※特にカレーやシチューなど、大鍋で大量調理したものを室温に放置すると、酸素のない状態を好む食中毒菌（ウェルシュ菌）が増えやすい環境になってしまいます。ウェルシュ菌は熱に強いいため、通常の加熱では死滅しません。

その他考慮すべき事項

異物について

- 特に金属など硬質性の異物は健康被害を及ぼすこともあります。原材料に含まれる異物の確認も含めて、調理作業中での異物混入を防止しましょう。

食物アレルギーについて

- 「学校給食における食物アレルギー対応について」などの資料を参考に、食物アレルギーを持つ方への対応について、緊急時の対応も含め、計画の段階でよく検討しておきましょう。
- 食物アレルギーについて特別の対応を行わない場合は、事前にその旨を参加者に情報提供するようにしましょう。

食事中の誤嚥・窒息について

- 特に小さなお子さんが参加する場合、窒息事故が起きないように、メニューや食事の提供の仕方について配慮しましょう。
- 万一、窒息事故が起きた時に備えて、応急処置の方法を確認するとともに、近隣の医療機関等、緊急時の連絡先を控えておきましょう（別紙2）。

その他

- 子どもとの共同調理など、運営者以外の者が調理に参加する場合、上記の衛生管理のポイントが守られるよう、運営者側が責任をもって監督・指導しましょう。
- 万一の事故の発生に備えて、個人や団体向けの保険への加入を検討しましょう。保険加入については、最寄りの市区町村社会福祉協議会などで相談することが可能です。
- ◎ 食中毒等の発生時に調査が円滑に行えるよう、献立や食材の購入先・購入時間等の記録（レシートなどで代用可）を最低1ヶ月は保管しておきましょう。
- 可能な限り、メニューごとに約50gをポリ小袋など清潔な容器に採取し、冷凍保存（2週間程度）しておきましょう。

＜参考資料＞

衛生管理について

- ◆ 家庭でできる食中毒予防の 6 つのポイント

<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/dl/point0709.pdf>

- ◆ できていますか？衛生的な手洗い

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinzenbu/0000097251.pdf>

- ◆ 冬は特にご注意！ノロウイルスによる食中毒

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinzenbu/0000182906.pdf>

- ◆ ノロウイルスに関する Q & A

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html

- ◆ HACCP の考え方に基づく衛生管理のための手引書（小規模な一般飲食店事業者向け）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinzenbu/0000179542.pdf>

食物アレルギーについて

- ◆ 学校給食における食物アレルギー対応について

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1355536.htm

- ◆ 外食等におけるアレルゲン情報の提供の在り方検討会中間報告（平成 27 年 4 月 1 日一部改定）

http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/other/review_meeting_004/

誤嚥・窒息事故について

- ◆ 消費者庁プレスリリース「食品による子供の窒息事故に御注意ください！－ 6 歳以下の子供の窒息死事故が多数発生しています－」

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/170315kouhyou_1.pdf



衛生管理のチェックリスト

(別紙1)

項目	
調理前に行うこと	
1	調理施設は清掃や整理整頓を行いましたか？
2	トイレは清掃、消毒を行いましたか？
3	調理担当者は、下痢・嘔吐の症状があるなど体調不良ではありませんか？また、手指の傷などはありませんか？
4	エプロンや三角巾、必要に応じてマスクなど、清潔な作業着を身につけましたか？
5	手洗い、消毒を行いましたか？また、子どもが調理に参加する場合は、手洗い、消毒を徹底させましたか？
6	原材料は、仕入れ時に鮮度、賞味期限等を確認し、1回で使い切れる量を仕入れましたか？
7	献立や食材の仕入れ先・仕入れ時間の記録（レシートなど）は保管しましたか？
8	仕入れた食品は冷蔵庫や冷凍庫で保管していますか（冷えていないなどの温度の異常はありませんか）？また、生肉や鮮魚介類などの食品は他の食品を汚染しないよう、冷蔵庫の最下段に区別して保管しましたか？
9	お年寄り、幼児、妊婦などの抵抗力が弱い方が食べる場合、メニューに生ものは入っていませんか？
調理中に行うこと	
10	魚介類、野菜・果物は流水で良く洗いましたか？
11	別の原材料を調理する場合などは、手洗い、消毒を行いましたか？また、手洗いの際、調理器具についても、洗浄剤で洗浄してから使いましたか？
12	食品（特に肉類）は、中心部までよく加熱（中心温度75℃で1分間以上）しましたか？
13	生の食材を扱う調理器具と加熱済みの食品に使用する調理器具は専用のものを使用しましたか？専用のものがない場合は、よく洗浄剤で洗浄してから、使いましたか？
調理が終わった後に確認すること	
14	調理後は、時間を置かずに提供しましたか？

目立つところに貼って、確認しましょう！！



(別紙2)

緊急時の連絡先リスト

	名称	電話・FAX	所在地	メールアドレス
救急車		119		
医療機関				
地域の保健所				
地域の小学校				



緊急時に備え、
 ・事前に関係する連絡先確認し、記載しましょう！
 ・また、目立つ場所に貼り、緊急時にすぐに連絡できるようにしましょう！

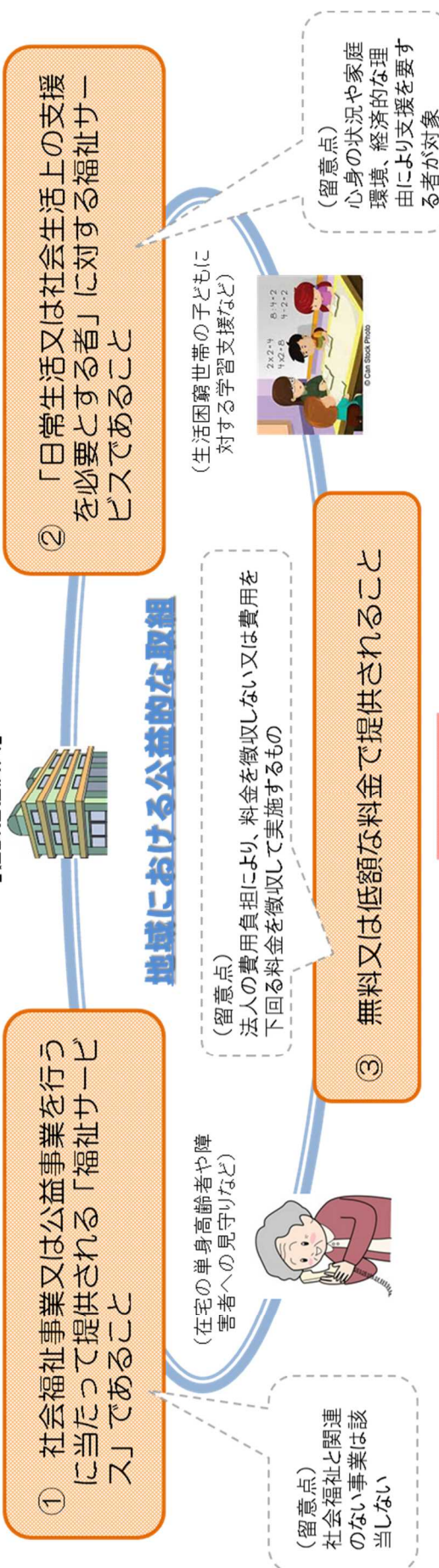
社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)
第24条 (略)

- 2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない。

【社会福祉法人】



○ 社会福祉法人の地域社会への貢献

⇒ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

「地域における公益的な取組」の実践事例

- 「地域における公益的な取組」の実践に当たっては、地域の福祉ニーズを積極的に把握しつつ、地域の多様な社会資源と連携し、これらとの役割分担を図りながら取り組むことが重要であるとともに、自らの取組の実施状況を検証し、職員や地域の関係者の理解を深めながら、段階的に発展させていくことが重要。

ふれあい食堂の開設

- 地域で孤立する住民に対し、住民が気軽に集える場の提供や交流会等を実施。（北海道函館市等）



【ポイント】

地域住民が気軽に集える「ふれあい食堂」を設置するとともに、管理者として介護支援専門員を配置し、相談支援や地域の子育てママと子どもの交流会、ボランティアに対する学習会などを実施。

複数法人の連携による生活困窮者の自立支援

- 雇用情勢の悪化による生活困窮者に対し、相談支援等を実施。（大阪府等）



【ポイント】

複数の法人が拠出する資金を原資として、緊急的な支援が必要な生活困窮者に対し、CSWiによる相談支援と、食料等の現物給付を併せて実施。

認知症改善塾の実施

- 認知症の家族を抱える地域住民を対象に、認知症の症状の改善等のためのノウハウを伝達。（北海道札幌市等）



【ポイント】

認知症の家族を抱える地域住民を対象に、認知症の症状の改善等のノウハウを伝達する塾を開講するとともに、家族に対するピアサポートを実施。

地域住民との協働による見守り支援ネットワーク活動

- 民生委員や地域住民からなる「在宅介護支援連絡員」を組織化し、高齢者からの様々な相談に応じるとともに、地域交流サロンの運営等を実施。（石川県等）



【ポイント】

連絡員を通じて、地域の高齢者のきめ細かなニーズ把握を行い、支援が必要な場合には、法人の専門サービスにつなぐとともに、地域のネットワークを強化。

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 24 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における
感染拡大防止のための留意点について

社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）の利用者等（社会福祉施設等の利用者及び職員をいう。以下同じ。）に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応については、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」や「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について」（令和 2 年 2 月 13 日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡）や「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について」（令和 2 年 2 月 18 日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）、「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応の徹底について」（令和 2 年 2 月 23 日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡）などでお示したところであるが、社会福祉施設等における感染拡大を防止する観点から、罹患が確認されない利用者等についても、別紙の点に留意されたい。

社会福祉施設等（通所・短期入所等）における感染拡大防止のための留意点

（職員等について）

- 社会福祉施設等（通所・短期入所等に限る。以下同じ。）の職員については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱が認められる（37.5 度以上の発熱をいう。以下同じ。）場合には、出勤を行わないことを徹底する。社会福祉施設等にあつては、該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるように努めること。

過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意すること。

ここでいう職員とは、利用者に直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、当該事業所の全ての職員やボランティア等を含むものとする。

委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には立ち入りを断ること。

- 該当する職員については、「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」（令和 2 年 2 月 17 日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）を踏まえ、適切な相談及び受診を行うこととする。
- なお、新型コロナウイルス感染症への対応等により一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等については、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和 2 年 2 月 17 日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等により柔軟な取扱いが可能とされているので、同事務連絡を参照されたい。

（利用者について）

- 社会福祉施設等の送迎に当たっては、送迎車に乗車する前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断る取扱いとする。

過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼

吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該利用者の健康状態に留意すること。

- 発熱により利用を断った利用者については、社会福祉施設等から当該利用者を担当する居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等（以下「居宅介護支援事業所等」という。）に情報提供を行い、当該居宅介護支援事業所等は、必要に応じ、訪問介護等の提供を検討する。

訪問介護等の提供等を行う場合には、別紙２を踏まえた対応を徹底すること。

- 市区町村や社会福祉施設等においては、都道府県や衛生主管部局、地域の保健所と十分に連携の上、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で居宅介護支援事業所等や社会福祉施設等において必要な対応がとられるように努めるものとする。

居宅を訪問して行うサービス等における留意点

- 社会福祉施設等（居宅を訪問してサービスを行う場合に限る。以下同じ。）の職員については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱が認められる（37.5 度以上の発熱をいう。以下同じ。）場合には、出勤を行わないことを徹底する。社会福祉施設等にあつては、該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるように努めること。

過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意すること。
- 該当する職員については、「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」（令和 2 年 2 月 17 日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）を踏まえ、適切な相談及び受診を行うこととする。
- なお、新型コロナウイルス感染症への対応等により一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等については、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和 2 年 2 月 17 日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等により柔軟な取扱いが可能とされているので、同事務連絡を参照されたい。
- サービスを提供する際は、その提供に先立ち、利用者本人・家族又は職員が本人の体温を計測し（可能な限り事前に計測を依頼することが望ましい）、発熱が認められる場合には、「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」（令和 2 年 2 月 17 日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）を踏まえた適切な相談及び受診を行うよう促すとともに、サービス提供に当たっては以下の点に留意すること。
 - (1) サービスを行う事業者等は、地域の保健所とよく相談した上で、居宅介護支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続すること。
 - (2) 基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。

- (3) サービスの提供に当たっては、サービス提供前後における手洗いやうがい、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

(公衆衛生対策に関するお問い合わせ)

※公衆衛生に関するお問い合わせについては、衛生主管部局を通じて、厚生労働省健康局結核感染症課にお問い合わせください。

(児童心理治療施設及び児童自立支援施設（いずれも通所に限る。）並びに子育て短期支援事業に関するお問い合わせ)

○厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

TEL：03-5253-1111（内線4868）

(障害福祉サービス事業所等に関するお問い合わせ)

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL：03-5253-1111（内線3148）

(障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業のうち通所・短期入所に係る支援を提供するものに関するお問い合わせ)

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

TEL：03-5253-1111（内線3022）

(介護保険サービスに関するお問い合わせ)

○厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

TEL：03-5253-1111（内線3975、3973）

○厚生労働省老健局高齢者支援課

TEL：03-5253-1111（内線3929、3971）

○厚生労働省老健局振興課

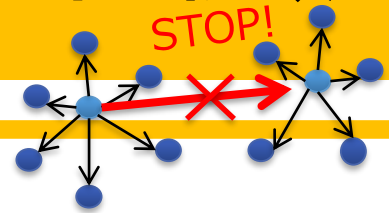
TEL：03-5253-1111（内線3937、3979）

○厚生労働省老健局老人保健課

TEL：03-5253-1111（内線3948、3949）

新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために

別添3



感染拡大を防ぐために

国内では、散発的に小規模に複数の患者が発生している例がみられます。この段階では、濃厚接触者を中心に感染経路を追跡調査することにより感染拡大を防ぎます。

今重要なのは、今後の国内での感染の拡大を最小限に抑えるため、

小規模な患者の集団（クラスター）が次の集団を生み出すことの防止です。

<感染経路の特徴>

※「小規模患者クラスター」とは

感染経路が追えている数人から数十人規模の患者の集団のことです。

- ◆これまでに国内で感染が明らかになった方のうちの8割の方は、他の人に感染させていません。
- ◆一方、**スポーツジム、屋形船、ビュッフェスタイルの会食、雀荘、スキーマのゲストハウス、密閉された仮設テント**などでは、一人の感染者が複数に感染させた事例が報告されています。

このように、集団感染の共通点は、特に、

「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。

国民の皆さまへのお願い

- ◇ **換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。**
- ◇ イベントを開催する方々は、風通しの悪い空間や、人が至近距離で会話する環境は、感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、**風通しの悪い空間をなるべく作らない**など、イベントの実施方法を工夫してください。

これらの知見は、今後の疫学情報や研究により変わる可能性があります。現時点で最善と考えられる注意事項をまとめたものです。

厚生労働省では、クラスターが発生した自治体と連携して、クラスター発生の早期探知、専門家チームの派遣、データの収集分析と対応策の検討などを行っていくため、国内の感染症の専門家で構成される「クラスター対策班」を設置し、各地の支援に取り組んでいます。

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 28 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 ひとり親家庭支援担当部局・生活困窮者自立支援制度主管部局 御中
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

ひとり親家庭及び生活困窮者世帯に対する学習支援事業の実施における
新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和 2 年 2 月 25 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」等に基づき取り組んでいただいているところですが、ひとり親家庭に対する「子どもの生活・学習支援事業」及び生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯に対する「子どもの学習・生活支援事業」（以下「学習支援事業」という。）については、地域で多様な形態で運営がなされている実態を踏まえ、地域における感染の状況等を勘案しつつ、下記の内容に留意のうえ実施されるようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対し周知をお願いいたします。

記

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービス除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和 2 年 2 月 24 日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染防止等のための当面の生活困窮者自立支援制度における各事業の業務等における留意点について」（令和 2 年 2 月 25 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）が発出されたところですが、学習支援事業の実施にあたっては、同事務連絡を踏まえ、感染拡大の防止に向けた対応を行っていただくようお願いいたします。

なお、学習支援の実施に関しては、学習教材を配布し、メールや電話等により支援員が助言・指導を行うなどの対面以外での方法で実施するなど、状況に応じた柔軟な対応も可能となっております。

また、食事の提供に関しても、衛生管理等に十分配慮した上で、地域の農家、食品会社やフードバンク等の協力を得つつ、利用者の居宅に食品等を配布するなど状況に応じた柔軟な対応が可能となっております。

以上

(別添 1)

「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービス除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和 2 年 2 月 24 日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）

(別添 2)

「新型コロナウイルス感染防止等のための当面の生活困窮者自立支援制度における各事業の業務等における留意点について」（令和 2 年 2 月 25 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）

【照会先】

（ひとり親家庭に対する「子どもの生活・学習支援事業」）

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室 生活支援係
電話：03-5253-1111(内線 4887)

（生活困窮世帯に対する「子どもの学習・生活支援事業」）

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室 居住支援係
電話：03-5253-1111(内線 2879)

(別添1)

事 務 連 絡
令和2年2月24日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における
感染拡大防止のための留意点について

社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）の利用者等（社会福祉施設等の利用者及び職員をいう。以下同じ。）に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応については、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」や「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について」（令和2年2月13日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡）や「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について」（令和2年2月18日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）、「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応の徹底について」（令和2年2月23日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡）などでお示したところであるが、社会福祉施設等における感染拡大を防止する観点から、罹患が確認されない利用者等についても、別紙の点に留意されたい。

社会福祉施設等（通所・短期入所等）における感染拡大防止のための留意点

（職員等について）

- 社会福祉施設等（通所・短期入所等に限る。以下同じ。）の職員については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱が認められる（37.5 度以上の発熱をいう。以下同じ。）場合には、出勤を行わないことを徹底する。社会福祉施設等にある場合は、該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるように努めること。

過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意すること。

ここでいう職員とは、利用者に直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、当該事業所の全ての職員やボランティア等を含むものとする。

委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には立ち入りを断ること。

- 該当する職員については、「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」（令和 2 年 2 月 17 日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）を踏まえ、適切な相談及び受診を行うこととする。
- なお、新型コロナウイルス感染症への対応等により一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等については、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和 2 年 2 月 17 日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等により柔軟な取扱いが可能とされているので、同事務連絡を参照されたい。

（利用者について）

- 社会福祉施設等の送迎に当たっては、送迎車に乗車する前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断る取扱いとする。

過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼

吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該利用者の健康状態に留意すること。

- 発熱により利用を断った利用者については、社会福祉施設等から当該利用者を担当する居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等（以下「居宅介護支援事業所等」という。）に情報提供を行い、当該居宅介護支援事業所等は、必要に応じ、訪問介護等の提供を検討する。

訪問介護等の提供等を行う場合には、別紙２を踏まえた対応を徹底すること。

- 市区町村や社会福祉施設等においては、都道府県や衛生主管部局、地域の保健所と十分に連携の上、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で居宅介護支援事業所等や社会福祉施設等において必要な対応がとられるように努めるものとする。

居宅を訪問して行うサービス等における留意点

- 社会福祉施設等（居宅を訪問してサービスを行う場合に限る。以下同じ。）の職員については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱が認められる（37.5 度以上の発熱をいう。以下同じ。）場合には、出勤を行わないことを徹底する。社会福祉施設等にあつては、該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるように努めること。

過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意すること。
- 該当する職員については、「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」（令和 2 年 2 月 17 日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）を踏まえ、適切な相談及び受診を行うこととする。
- なお、新型コロナウイルス感染症への対応等により一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等については、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和 2 年 2 月 17 日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等により柔軟な取扱いが可能とされているので、同事務連絡を参照されたい。
- サービスを提供する際は、その提供に先立ち、利用者本人・家族又は職員が本人の体温を計測し（可能な限り事前に計測を依頼することが望ましい）、発熱が認められる場合には、「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」（令和 2 年 2 月 17 日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）を踏まえた適切な相談及び受診を行うよう促すとともに、サービス提供に当たっては以下の点に留意すること。
 - (1) サービスを行う事業者等は、地域の保健所とよく相談した上で、居宅介護支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続すること。
 - (2) 基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。

(3)サービスの提供に当たっては、サービス提供前後における手洗いやうがい、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

(公衆衛生対策に関するお問い合わせ)

※公衆衛生に関するお問い合わせについては、衛生主管部局を通じて、厚生労働省健康局結核感染症課にお問い合わせください。

(児童心理治療施設及び児童自立支援施設(いずれも通所に限る。))並びに子育て短期支援事業に関するお問い合わせ)

○厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

TEL: 03-5253-1111 (内線4868)

(障害福祉サービス事業所等に関するお問い合わせ)

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL: 03-5253-1111 (内線3148)

(障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業のうち通所・短期入所に係る支援を提供するものに関するお問い合わせ)

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

TEL: 03-5253-1111 (内線3022)

(介護保険サービスに関するお問い合わせ)

○厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

TEL: 03-5253-1111 (内線3975、3973)

○厚生労働省老健局高齢者支援課

TEL: 03-5253-1111 (内線3929、3971)

○厚生労働省老健局振興課

TEL: 03-5253-1111 (内線3937、3979)

○厚生労働省老健局老人保健課

TEL: 03-5253-1111 (内線3948、3949)

事務連絡
令和2年2月25日

都道府県
各指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

新型コロナウイルス感染防止等のための当面の生活困窮者自立支援制度に
おける各事業の業務等における留意点について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

今般、新型コロナウイルス患者が国内で確認されたことを踏まえ、社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応及び感染拡大防止に係る留意点については、令和2年2月24日付事務連絡（別添）により周知されていますが、生活困窮者自立支援制度における各事業の業務においても、これを参考に事業実施いただくよう、ご留意ください。

また、下記の留意点について、事業者に対して周知し、新型コロナウイルス感染症の感染防止等に努めるようお願いいたします。

なお、本事業の業務において使用するマスクやアルコール消毒液等の感染防止に係る物品については、事業費から支弁して差し支えないことを申し添えます。

また、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）に周知いただくよう、よろしくお願いいたします。

記

1 相談業務等における留意点

(1) 手洗いの徹底

ドアノブなど様々なものに触れることにより、自分の手にもウィルスが付着している可能性があるため、頻回に流水と石けん、アルコール消毒液による手洗いを実施すること。特に、出勤時、外出先からの帰所時及び食事前等には、手洗いを徹底すること。

(2) 咳エチケット

くしゃみや咳が出るときには、飛沫にウィルスを含んでいるかもしれないため、咳エチケットに心がけること。咳やくしゃみ際には、マスクを着用するか、ティッシュなどで鼻と口を覆い、とっさの時には袖や上着の内側で覆い、周囲の人から顔をそむけ、できる限り離れること。

(3) マスクの着用等

対人距離の確保等（できるだけ 2 メートル程度の距離を保持することが望ましいこと。また、外出に当たっては、人混みを避けることが望ましいこと。）が望ましいが、相談業務等の対人距離の確保等が困難な場合には、マスクを着用すること。事業所内には次の例文を掲示する等の方法によって、職員のマスク着用について来所者の理解が得られるように努めること。

例文： 「咳エチケットの観点から、職員はマスクを着用するようにしております。ご理解とご協力をお願いします。」

(4) 事業所内の清掃・消毒

感染者が触れる可能性の高いドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、テーブル、いす、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー等については、アルコール消毒液等を用いた拭き取り清掃を 1 日 1 回以上実施することが望ましいこと。

2 来所者・自立支援センター等の入所者への対応

- (1) 来所者・自立支援センター等の入所者（以下、「来所者等」という。）が利用できるよう、入口にアルコール消毒液を設置することが望ましいこと。
- (2) 来所者等が操作するパソコン等の共有物がある場合、来所者等が利用できるよう除菌用ウェットティッシュ等を設置することが望ましいこと。
- (3) 厚生労働省の特設 HP 等で公開されている情報や啓発ポスターとして掲載されているポスター等を活用し、感染予防対応について周知すること。

（参考）厚生労働省特設 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- (4) 感染した来所者等及び感染が疑わしい来所者等（感染した者と接触があり、発熱や咳などの症状がある）がいる場合、また、入所者のうち、高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患）を抱える者又は妊婦については、37.5℃以上又は呼吸器症状が2日以上続いた場合には、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。これら以外の入所者については、37.5℃以上又は呼吸器症状が4日以上続いた場合には、保健所等に設置されている「帰国者・

接触者相談センター」に連絡して、事後の対応に関する指示を受けること。

- (5) 一室で複数の者が宿泊する自立支援センター等においては、症状が継続している場合や、医療機関受診後、診断結果の確定までの間については、医務室や面談室等を活用して当該入所者を移動させたり、居室の部屋割りの変更などにより、他の入所者との接触を可能な限り減らすなど、感染拡大防止に留意すること。また、疑いがある利用者とその他の利用者の面談等に当たっては、可能な限り、担当職員を分けて対応すること。

(参考) 各都道府県が設置する帰国者・接触者相談センター情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

3 新型コロナウイルスに感染した職員等について

- (1) 感染した職員及び感染が疑わしい職員（感染した者と接触があり、発熱や咳などの症状がある）は出勤しないこと。
- (2) 感染した職員及び感染が疑わしい職員は、帰国者・接触者相談センターに連絡して、事後の対応に関する指示を受けること。

(参考) 各都道府県が設置する帰国者・接触者相談センター情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

4 職員・来所者等が新型コロナウイルスに感染した場合の対応について

事業者は保健所に連絡して、事務室、居室や共有部等の消毒や他の職員の出勤の可否等、感染を拡大させないための措置について相談し、保健所の指示に基づき、所要の措置を講じること。

5 その他

当面、基本的には上記の留意事項を踏まえつつ通常業務を継続することとするが、地域において感染が増加する事態に至った場合、予定している会議、セミナー、グループワークなどのプログラムについては、その必要性を再考の上、実施方法の見直し、延期、中止も検討すること。

(問い合わせ先)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

電話：03-5253-1111（内線2231）

市区町村子ども家庭総合支援拠点機能強化事業について

○児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱（抄）

（平成 19 年 12 月 3 日厚生労働省発雇児第 1203001 号厚生労働事務次官通知）

市区町村子ども家庭総合支援拠点機能強化事業

- ① 基本分（1 か所当たり） 564,000 円
- ② 加算分（宿泊を伴わない場合） 延べ利用児童数 × 5,500 円
- ③ 加算分（宿泊を伴う場合） 延べ利用日数 × 13,980 円

○児童虐待防止対策支援事業実施要綱（抄）

（平成 17 年 5 月 2 日雇児発第 0502001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

市区町村子ども家庭総合支援拠点機能強化事業

支援拠点において、相談対応に加え、児童福祉法第 6 条の 3 第 3 項に規定する子育て短期支援事業及び同条第 7 項に規定する一時預かり事業その他の子育て支援に関する事業（支援拠点が利用調整を行う事業のうち、子どもを一時的に預かるものに限り、宿泊を伴うものを含む。以下「子育て支援事業」という。）の利用と合わせた支援ができるよう、相談者及び子育て支援事業を行う者と必要な調整を行い、相談者に対する支援を行う。

ア 利用調整

相談者が育児に対する負担を感じている場合等で、支援拠点が作成する支援計画において、支援の内容として子育て支援事業の利用が含まれているケースについて、相談者が子育て支援事業を円滑に利用できるよう、支援拠点が利用調整を行うことができる。この際、相談者は子育て支援事業の利用の必要性が認められている者であることを踏まえ、当該事業の利用料金の徴収は行わないこととする。また、支援拠点は、当該事業を実施した者から、子どもの状況等について報告を受けることにより、状況の変化の有無の確認等を行う。

イ 子育て支援事業を行う者に対する補助

市町村は、本事業の実施に当たり、子育て支援事業を実施する者に対し、子育て支援事業の実施に必要な費用を補助する。ただし、当該補助に当たっては、市町村との連絡調整や実施状況の報告等に係る事務費については、基本分として別に定める額を上限とし、事務費以外の事業費については、加算分として別に定める額を上限として補助するものとする。

なお、本事業の事業費の一部について、市町村が子ども・子育て支援交付金等による交付を受ける場合、その交付額を除いた額を本事業による国庫補助の対象経費とする。

市区町村子ども家庭総合支援拠点における支援メニューの充実【新規】

参考資料

【令和元年度予算】169億円の内数（児童虐待・DV対策総合支援事業）

目的

- 平成28年児童福祉法改正において、国・地方公共団体は、児童が家庭で健やかに養育されるよう保護者を支援するものとされるとともに、児童虐待対応に関して、都道府県と市町村の役割と責任の明確化を図り、市町村は身近な場所で継続的な支援を行うため、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」（以下「支援拠点」という。）の整備を進めていくこととされた。
- 支援拠点では、児童虐待対応に関して、身近な場所に必要な情報の把握、通所・在宅支援を中心とした専門相談、子どもと保護者に寄り添った継続的なソーシャルワーク業務等による支援を行うこととされている。
- しかし、子育て支援事業を活用した支援については、支援拠点での相談対応後、速やかにレスパイトのための子どもの預かり等を行う事業が十分に実施されておらず、在宅における養育支援の充実を図ることが課題となっている。
- このため、支援拠点を通じて提供することができる支援メニューを充実させ、地域の実情に応じた取組の実施を促すことにより、児童虐待防止対策の強化を図る。

事業概要

【事業内容】

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」において、相談対応に加え、一時預かり事業やショートステイ等の事業の利用も組み合わせて支援できるよう、支援拠点を通じた在宅支援を実施するために必要な費用を補助する。

【補助基準額】

支援拠点を通じた一預かり事業等の実施に要する費用を補助。（事業実績に応じて補助）

【実施主体】市区町村

【補助率】 国：1／2、市区町村：1／2

事業イメージ

